

令和8年度群馬県林業講師養成研修実施要領

(目的)

第1 本研修は、林業の現場において人材育成に携わる指導者を対象に、指導に必要な知識や技術を学び、育成に対する意識を高めることを通じて、将来の林業を担う人材の育成と定着を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 研修の実施主体は、群馬県とする。

(研修の内容)

第3 研修内容は、指導者の指導力向上を目的とし、OJTの基本、ティーチング、コーチング、わかりやすい説明等指導を行う上で必要となるスキル等を養成する研修とする。

(1) 研修は1日6時間とし、3日間開催するものとする。

(2) 研修のカリキュラムは以下のとおりとする。

日程	カリキュラム
1日目	<ol style="list-style-type: none">1. 研修の目的 (オリエンテーション)2. 林業の現状3. 指導者の心得 人材育成計画 OJTの基礎知識4. OJTの進め方人材育成の設定 ケーススタディ6. 管理者分析チェックシート <p>OJTについての基本的な内容を習得する。 人材育成計画の立て方を習得する。 習得した内容について演習を行う。</p>
2日目	<ol style="list-style-type: none">1. 管理者分析チェックシートの返却・解説 管理者の責任とは2. ティーチングとコーチング ケーススタディ3. 指導者としての伝え方・話し方のトレーニング4. スキルマップ説明・作成

	<p>5. 3日目に向けての課題説明</p> <p>業務指導の基本的な内容について習得する。</p> <p>習得した内容について演習を行う。指導者としての伝え方、話し方についてトレーニングを含めた研修を行う。</p>
3日目	<p>1. 2週間の取組内容発表（個人）</p> <p>2. スキルマップの共有</p> <p>3日間の研修で習得した内容について、総合的な演習と振り返りを行う。</p>

（受講対象者）

第4 研修の受講対象者は次のア、イを満たすものとする。

ア 認定事業体^{※1}において指導者として林業の現場技術指導を行う者または県等^{※2}が開催する現場技術指導及び安全指導に関する講習・研修において講師実績のある者。

イ 研修の全日程に参加できる者。

※1 認定事業体とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」について、群馬県知事の認定を受けた雇用主が経営する事業体。

※2 県等とは、県、市町村、林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部、群馬県森林組合連合会（但し「緑の雇用」担い手確保支援事業に限る）。

（受講者数）

第5 受講者数は10名までとする。

※応募が10名を超えた場合、無作為抽出で受講生を決定する。

（研修の委託）

第6 研修は、外部に委託して実施する。なお、相手方は公募型プロポーザル方式により選定する。

（業務委託内容）

第7 第3に必要となる次の内容とする。

- (1) 研修プログラム案の企画
- (2) 研修会場の準備及び確保（駐車場を含む）
- (3) 受講者の状況を把握する事前アンケート等を実施
- (4) 講師選定
- (5) 研修プログラムの実施
- (6) 研修プログラム完了報告

(実施日程)

第8 令和8年9月～10月の間の3日間とする。（県との調整により決定）

(受講者の募集等)

第9 受講者の募集及び決定については、群馬県が行うものとする。

(事業内容の公表)

第10 本事業に関わる内容及び研修現場での写真・動画等は、広く県のPR活動に使用する。